令和7年度 居宅サービス 運営指導実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導対象	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改 善 結 果
令和7年7月4日 実地	訪問介護事業所　訪問介護ステーション ねこの手	訪問 介護	指摘事項なし。	

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和7年7月23日	訪問看護事業所　ひまわり訪問看護ステーション 訪問介護事業所　ひまわり訪問介護ステーション	訪問介護	特定事業所加算（Ⅱ）について、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」を定期的に開催したことが確認できませんでした。「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」三ロ及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」第二の2(14)①ロに基づき、サービス提供にあたるすべての訪問介護員が参加する会議を月1回以上開催し、議事録を残してください。未開催の場合は加算の算定ができませんので、開所に遡って確認し、不適切な月は過誤調整を行ってください。また、特定事業所加算（Ⅱ）が算定できない場合、処遇改善加算（Ⅰ）も算定できませんので、同様に過誤調整を行ってください。過誤調整を行った場合は、その件数と金額を報告してください。	令和7年7月23日の運営指導時に左記指摘を受けて改善 結果通知の前であったが令和6年2月に遡って、 令和6年2月～5月 ・特定事業所加算Ⅱを取下げ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを Ⅱに訂正 令和6年6月～令和7年7月 ・特定事業所加算Ⅱを取下げ ・介護職員処遇改善加算Ⅰを Ⅱに訂正した上で 体制届を提出しなおし、令和7年8月より ・特定事業所加算Ⅱ　なし ・介護職員処遇改善加算Ⅱ の適切な体制で請求を行っている。 遡っての訂正の結果、令和6年2月～令和7年7月までの期間で、以下の過誤調整が生じることとなった。 【介護保険】 対象件数　773件（同一利用者で利用者負担割合が別の場合は重複して計上） 過誤前費用合計　116,756,530円 調整後費用合計　103,255,506円 【総合事業】 対象件数　111件 過誤前費用合計　1,974,930円 調整後費用合計　1,941,273円
実地				

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和7年9月4日 実地	訪問介護事業所　ホームヘルプ春日和新潟南 地域密着型通所介護事業所　デイサービスセンターてくてく白根	地域密着型通所介護	消防訓練は、新潟市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第60条の15に基づき、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。	避難訓練が必要である事を職員間で周知し、計画・実施を行っている。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和7年9月19日 実地	通所介護事業所　　オーシャンリハ五ケ浜	通所介護	従業者の員数について、介護職員の単位ごとに常時1人以上配置していることを確認出来ませんでした。また、従業者の資格証、研修修了証、労働条件通知書及び辞令の写しが確認できないものが散見されました。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第100条に基づき、全職種の従業員の出退勤時間を明確にして正確な勤務実績表を作成し、従業員の状況が把握できる書類を適切に保管してください。	11月より12月までの勤務表を作成する。
		通所介護	一部利用者の通所介護計画が作成されていませんでした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第106条に基づき、通所介護計画を作成の上、その内容について利用者又はその家族に説明し、同意を得てください。	速やかに作成し、同意を得る。
		通所介護	資格要件を満たす生活相談員の配置がありませんでした。基準省令解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」6の1(2)及び「新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第5条第2項に定める資格要件を満たす生活相談員を配置してください。	資格要件を満たす生活相談員を配置した。
		通所介護	個別機能訓練加算の算定について、「機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行う。」ことについて確認出来ませんでした。「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)」第2の7(13)に基づき、個別機能訓練加算を算定していた期間の利用者の給付費について、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	書類を整理保管する。個別機能訓練加算については当該期間の過誤調整を行う。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		通所介護	入浴介助加算の算定について、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等が実施されていませんでした。「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)」第2の7(10)に基づき、入浴介助加算を算定していた期間の利用者の給付費について、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	研修計画に基づき、きちんと議事録にして残すこととする。当該期間の過誤調整を行う。令和7年11月1日に研修実施済。
		通所介護	管理者が常勤専従ではありませんでした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第101条に基づき、常勤専従の管理者を置き、管理者の変更について介護保険課へ届け出てください。	管理者の変更を行った。
		通所介護	職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための指針が定められていませんでした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第108条に基づきハラスメント指針、相談窓口を定め、職員に周知してください。	指針と相談窓口を掲示し、職員に周知する。
		通所介護	感染症及び災害に係る業務継続計画が未策定でした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第113条により準用する同条例第32条の2第1項に基づき、感染症及び災害に係る業務継続計画をそれぞれ策定してください。また、令和6年4月から基準に満たない状況が解消されるに至った月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算してください。令和6年4月から減算を適用する月までの期間については、給付費の過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	感染症及び災害に係る業務継続計画を速やかに作成する。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		通所介護	業務継続計画の従業員への周知及び計画に係る研修及び訓練が実施されていませんでした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第113条により準用する同条例第32条の2第2項に基づき、業務継続計画に係る研修及び訓練を実施してください。	11月1日に業務継続計画の研修・机上訓練を行った。
		通所介護	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が未開催でした。また、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練についても実施した記録を確認できませんでした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第111条に基づき、委員会をおおむね6月に1回以上開催してください。また、研修及び訓練を実施した際には記録を残し、保管してください。	11月1日に業務継続計画の研修・机上訓練を行った。研修・机上訓練を行った。委員会は10月29日に開催した。
		通所介護	高齢者虐待防止のための指針が未整備でした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第40条の2に基づき、虐待の防止のための指針を整備してください。なお、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)」第2の7(2)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算してください。	高齢者虐待のための指針を整備し、職員に周知する。10月分からは減算の対応を行う。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和7年9月30日 実地	通所介護事業所　デイサービスセンター緑花園 居宅介護支援事業所 社会福祉法人　デイサービスセンター緑花園 緑花会	法人運営	定款細則第3条第2項の別表2「事案決裁専決事項」1.一般的事案の「7設備資金の借入れに係る契約であって予算の範囲内のもの」が理事長専決事項となっており、理事会決議を経ずに借入れを行っていました。社会福祉法第45条の13第4項第2号において、多額の借財についての決定を理事に委任することができないと定められていますので理事長専決事項から削除し、理事会決議のうえで借入れを行ってください。	定款細則の見直しを行い、「設備資金の借入れ」については理事長専決事項から削除し、理事会の決議を要する事項へと改めました。
		法人運営	前回から引き続き選任される理事と監事の履歴書がありませんでした。評議員、理事、監事が重任した際も、最新の履歴書をもらうか、過去に提出した履歴書に変更がない旨とその確認日を記載してください。	今後は、評議員・理事及び監事が重任する場合には、最新の履歴書を徴求する、又は既提出の履歴書に変更がない旨およびその確認日を記載のうえ管理します。 なお、今回の理事及び監事については、履歴書に変更がないことを確認しました。
		法人運営	理事の改選の際、新理事が選任される前に理事長候補者を推薦する議案を諮っていました。社会福祉法第45条の13第3項及び定款第15条第2項に基づき、理事選任後に理事の中から理事長を選任してください。また、理事長を選定する理事会は招集通知の省略により行い、理事長不在の期間が生じることのないように開催し、招集通知を省略することについて理事及び監事の同意があった旨を議事録に記載してください。	法令および定款に基づき、理事選任後に理事の中から理事長を選任する手続を徹底するとともに、理事長不在期間が生じないよう招集通知の省略により速やかに理事会を開催します。
		法人運営	理事会で次回の評議員会の議案の概要の決議が行われていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項に基づき、開催日時・場所・議題のほか議案の概要の決議も得てください。	関係法令に基づき、理事会において次回評議員会の開催日時・場所・議題に加え議案の概要についても必ず決議します。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		法人運営	定款第28条第2項(2)の土地の所在が誤っていました。登記簿の所在は「秋葉区横川浜4045番、606番」となっているので、これに合わせて「606番」も追記し、「番地」を「番（地は不要）」に修正し、定款変更を行ってください。また、法人の財産状況を把握するため、最新の不動産登記簿を定期的に取得し、確認するように努めてください。	事業所の移転後に、定款上の所在地を記載する際は、誤記や漏れがないように気を付けます。
		法人会計	経理規程について、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1(4)」に基づき、以下の通り修正、追加してください。①第6条第4項のサービス区分名の前に拠点区分名を明記。サービス区分名「(4)訪問介護事業」を削除。②第11条の別表の修正、③第14条、29条及び52条の条文引用の条ずれを修正。④次の語句を修正：第44条(1)「製品まあは」→「製品または」、第47条第2項「固定試案」→「固定資産」、第52条「現象」→「減少」、同第2項「幻想」→「減少」、第59条(7)「場合んは、」→「場合は、」第76条「社会福祉（有）実計画」→「社会福祉充実計画」。⑤第59条第1項に「（15）合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追加し、現在の（15）は（16）に修正。同条第2項の省略する注記に、（15）を追加。⑥全体的に「財務諸表」の記載を「計算書類」に修正。また、指摘事項以外についても誤字・条ずれ等がないか全体の見直しをしてください。	経理規程の見直しを行い、必要な修正および条項の追加を行い、実務に即した内容に整備します。
		法人会計	令和6年度の会計処理について、平成22年度から令和6年5月までの過年度及び詳細不明分の修正（以下、「過年度修正等」という。）を「事業活動による収支（資金収支計算書）」及び「サービス活動増減の部（事業活動計算書）」において、減額処理しており、その金額が膨大であるため、本来活動による金額が明示されず、実態と大きく異なりました。社会福祉法人会計基準第16条第3項及び第22条第4項に基づき、過年度修正等については、「その他の活動による収支（資金収支計算書）」及び「特別増減の部（事業活動計算書）」に計上し、当該年度の活動金額を正確に記載して適切に計算関係書類を作成してください。	令和7年4月より、社会福祉法に精通した税理士へ変更しています。
		法人会計	計算書類の注記について、以下の項目が計算書類と一致していませんでしたので、社会福祉法人会計基準第29条に基づき、正しく記載してください。①(6(法人全体)5(拠点別)基本財産の増減の内容及び金額について　②8(法人全体)7(拠点別)担保に供されている資産　③9(法人全体)8(拠点別)有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高　④4(拠点区分)拠点が作成する計算書類とサービス区分	令和7年4月より、社会福祉法に精通した税理士へ変更しています。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		法人 会計	計算書類の附属明細書について、以下の項目が計算書類と一致していない、もしくは様式に従って作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正しく記載してください。①借入金明細書－貸借対照表と相違の無い様、区分及び金額を正確に記載する。利率・支払利息を記載する。 ②基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書−サービス区分ごとではなく、拠点区分ごとに作成する。	令和7年4月より、社会福祉法に精通した税理士へ変更しています。
		法人 会計	契約事務について、経理規程第71条に基づき予定価格10万円以上の場合は契約種類・価格に応じた適切な数の業者から見積もりを徴して比較し、決定してください。やむを得ず、特定の一者と随意契約する場合はその理由を明確にし、記録に残してください。また、金額に関わらず契約の過程について伺書等の作成により記録に残すとともに、納品や業務完了を含む契約の履行確認（検収）を確実に行ってください。	経理規程の見直しを行い、理由を明確化し、記録を残します。また、伺書等を作成し、記録に残すことや、納品および業務完了時には検収を実施します。
		法人 会計	職員給与について、給与規程に定められていない昇給を行っていました。給与規程第17条及び18条に基づき、昇給は給料表及び手当表の定めにより行い、やむを得ない事情によって昇給額を変更する場合は、その根拠を明確にし、理事会の決議を得て、その記録を残してください。また、給与規程が更新されておらず、実態と相違している点が多々あると思われますので、全体的に見直してください。	給与規程について、現行の運用実態との整合性を図り見直しを実施することで、規程運用の適正化を図ります。
		法人 会計	小口現金の取扱いについて、明確な理由も無く金銭（金庫）を出納職員と会計責任者がそれぞれ持ち、入出金及び残高確認をしているため、管理方法が適切であると言えません。経理規程第26条、28条及び第30条に基づき、サービス区分ごとに出納職員（小口現金扱者）が会計責任者の承認を得た上で金銭の出し入れをし、小口現金出納帳を作成して管理してください。また、出納職員は毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合し、会計責任者に報告してください。	手持ちの金庫を廃止した。金銭の出し入れは会計責任者の承諾のもと出納職員が行います。また、小口現金出納帳による管理を徹底し、日々の残高照合および報告を実施します。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和7年10月10日 実地	居宅介護支援事業所　居宅介護支援事業所常陽会駅南 福祉用具貸与事業所　常陽会福祉用具サービス	福祉用具貸与/特定福祉用具販売	居宅サービス計画にない特定福祉用具購入等がありました。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第274条第2項」に基づき、特定福祉用具販売計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成してください。	居宅サービス計画は常に最新の計画を把握し、それに基づき必要に応じて特定福祉用具販売計画の作成を行う。また、担当福祉用具専門員は利用者ファイルに最新の情報を入れ、管理を行い、自己点検を行うとともに、管理者も定期的に管理が行えているか確認を行う。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和7年10月16日 実地	訪問介護事業所　　ディライト訪問介護センター	訪問介護	指摘事項なし。	

令和7年度 居宅サービス 運営指導実施結果

令和7年10月16日 実地	福祉用具貸与事業所 はあとふるあたご福祉用具新潟西 特定福祉用具販売事業所 はあとふるあたご福祉用具新潟西	福祉用具貸与/特定福祉用具販売	指摘事項なし。	

令和7年度 居宅サービス 運営指導実施結果

令和7年12月19日 9:30～16:00 実地	訪問看護事業所　訪問看護リベル新潟大学前 訪問介護事業所　訪問介護リベル新潟大学前		指摘事項なし。	

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和8年1月9日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　河渡の郷福祉会 通所介護事業所　デイサービスセンター河渡の郷	法人運営	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、1週間（中7日）以上の間隔を空けてください。	令和8年3月14日開催の理事会招集通知より正しく通知
		法人運営	評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項に基づき、評議員会の開催は招集通知から1週間（中7日）以上の間隔を空けてください。	令和8年3月29日開催の評議員会招集通知より正しく通知
		法人運営	理事会で評議員候補者の推薦に係る決議が行われていませんでした。定款第6条第3項に基づき、評議員候補者の推薦に係る決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	現在は定員数を満たしているため、次回の任期より正しい手順により決議する。
		法人運営	理事及び監事の選任時に、各選任要件の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」がそれぞれ1人以上含まれていること、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	現在は定員数を満たしているため、次回の任期より正しい手順により決議する。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。	令和8年3月14日開催の理事会より正しく決議した。
		法人運営	理事長名義で法人に経営資金を貸し付けることは利益相反取引に該当します。社会福祉法第45条の16第4項にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条及び92条第2項に基づき、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けるとともに、取引後は遅滞なく報告し、その旨を議事録に明記してください。	令和8年3月14日開催の理事会にて利益相反取引を決議した。
		法人会計	経理規程第59条に「(15)合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき注記項目を追加してください。	規程ファイルの差し替え
		法人会計	経理規程第6条に定められていない収益事業の計算書類が作成されていました。社会福祉法人会計基準第2条及び第10条に基づき、実状に合わせた事業・拠点・サービス区分を設定したうえで、計算書類を作成してください。	第6条に当該区分を追加した一部改訂を実施

		通所介護	業務継続計画（災害）の研修が実施されていませんでした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第113条により準用する同条例第32条の2第2項に基づき、業務継続計画に係る研修を実施してください。	年間の研修計画を作成し、パソコン内でいつでも確認可能な状況とする。参加予定者・参加簿により研修当日誰が参加したか管理する。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和8年1月15日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　ゆうえい会 通所介護事業所　デイサービスセンター　ゆうばえ	法人運営	定款第1条の第二種社会福祉事業について、廃止した事業が登載されています。社会福祉法第31条第1項に基づき、実態に則した内容に定款を変更し、所轄庁の認可を受けてください。	令和8年定時評議員会開催後、定款変更を行う。
		法人運営	評議員、役員の選任について、選任要件を確認せずに選任決議されていました。社会福祉法第39条、第44条第4項及び第5項に基づく各要件を確認した上で決議し、その旨を議事録に残してください。	次回評議員及び役員改選の際、選任要件を確認するとともに議事録に記載することとする。
		法人運営	監事の選任について、現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	次回改選の際、監事より同意を得ることとする。
		法人運営	役員報酬、役員手当の改定が評議員会の決議を経ていませんでした。役員の報酬の額は、社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条及び定款第10条に基づき、評議員会の決議を得てください。	次回の役員報酬改定の際、評議員会の決議を得ることとする。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		法人運営	社会福祉法第45条30第2項及び定款第10条に基づき、定時評議員会の承認を得たうえで、資産の総額の登記を行ってください。	定時評議委員会開催の際、評議員の承認を得たのち変更登記手続きを行う。
		法人会計	事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、社会福祉法人会計基準第11条に基づき、その取引高を各計算書類内訳表の「内部取引消去」欄で相殺消去してください。また、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書に繰入金の財源及び使用目的を記載してください。	令和7年度決算より対応する。
		法人会計	会計帳簿は、経理規程第12条第2項に基づき、拠点区分ごとに作成し備え置いてください。	令和7年度決算より対応する。
		法人会計	寄附金ではないものを経常経費寄附金として仕訳されていました。社会福祉法人会計基準第14条第2項及び第20条第2項に基づき適切な勘定科目に計上するとともに、同基準第2条に基づき、計算書類は資金収支に関する真実な内容を明瞭に表示してください。	令和7年度決算より対応する。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和8年1月20日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　秋葉福祉会 通所介護事業所　デイサービスセンター　かんばらの里	法人運営	理事及び監事の選任について、理事、監事として含まれていなければならない者の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」に、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」にそれぞれ該当するか確認した上で選任してください。また、その旨を記録に残してください。	・理事・監事候補者が法定要件に該当することを事前に文書で確認する。 ・その確認内容を議案書・選任決議書等に明記し、記録として適切に保存する。　・役員名簿に、理事については「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「事業区域における福祉の実情に通じている者」「施設の管理者」、監事については「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」を明記しました。
		法人運営	理事会と定時評議員会の開催の間隔は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（社会福祉法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会から中14日以上空けてください。	・理事会および定時評議員会の日程を設定する際、法令に基づく必要期間を確実に確保する。 ・監事の出席が確保できるよう、早期の調整と複数候補日の設定を行う。 ・年間スケジュール策定時に複数名でのチェック体制を設け、日程設定の誤りを防止する。 ・開催案内・議案書作成時にも法定期間の再確認を徹底する。 ・令和8年3月に開催の第5回理事会及び第3回評議員会の間隔は、中14日以上空けて開催する予定です。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和8年2月5日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　豊寿会	法人運営	業務執行理事の選任について、理事会で決議されていることが確認できませんでした。社会福祉法第45条の16第2項及び定款第18条第2項に基づき理事会決議で行い、その旨を議事録に残してください。	次期役員改選時は、理事会で決議後、議事録に残すこととする。
		法人運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	次期役員改選時は、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得て、議事録に残すこととする。
令和8年3月3日 9:45～12:15 実地	通所介護事業所　デイサービスセンター豊栄園		指摘事項なし。	

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和8年2月10日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　泰山会 通所介護事業所　デイサービスセンター薫園	法人運営	新監事の選任について、現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	次回の監事選任の際に、これまで「監事選任に関する同意書」により同意を得ていなかったこと、これからは、現監事2名から監事選任に関する同意書をもらい改善する旨を記載し、同意書を添付します。
		法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。	評議員会の招集について、理事会での日時、場所、議案及び議案の概要を決議します。
		法人運営	業務執行理事の選定は、社会福祉法第45条の16第2項及び定款第16条第2項に基づき、理事会の決議で行ってください。	令和8年6月6日の理事会において、業務執行理事の選定を行います。
		法人会計	「法人本部」サービス区分の出納職員が配置されていませんでした。経理規程第8条に基づき、各サービス区分に出納職員を配置し、複数人でチェックを行う体制を整備してください。	「法人本部」に出納職員を配置し、辞令を交付しました

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		法人会計	理事会及び評議員会で承認された令和6年度補正予算と、令和6年度決算における資金収支計算書の予算額が一致しませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について2」に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会および評議員会で承認された補正予算と一致させてください。	令和7年度決算報告時に、令和6年度において決算書の予算額が理事会及び評議員会で承認された額と一致していなかったことを報告し、令和7年度は理事会及び評議員会で承認された補正予算額を使用します。
		法人会計	借入金について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて6」に基づき、適正に会計処理を行ってください。1.貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものは、「流動負債の短期運営資金借入金」でなく「固定負債の長期運営資金借入金」として計上。2.役員からの借入については、「役員等長期(短期)借入金」で計上。 なお、長期の資金を借り入れる場合、経理規程第38条に基づき、会計責任者は、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事長の承認を得てください。 また、借入金明細書について、福祉医療機構からの借入金期首残高及び小計の金額、理事長からの借入金期首残高及び当期借入金の金額、支払利息の金額が誤っていましたので、正しく記載してください。	借入金について、貸借対照表日の翌日から起算して一年を超えていることから「固定負債の長期運営資金借入金」として計上し、役員からの借入であることから「役員等長期借入金」で計上しました。経理規程第38条に基づき、会計責任者が、その理由及び返済計画に関する文書を作成し理事長の承認を得ました。　　借入金明細書について、福祉医療機構からの借入金期首残高及び小計の金額、理事長からの借入金期首残高及び当期借入金の金額、支払利息の金額を正しい値に訂正しました。
		法人会計	経理規程第57条に基づき、決算において、翌6月に支給する職員賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込み額を賞与引当金として流動負債に計上してください。なお、当指摘は前回監査時に指摘事項となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	賞与引当金を流動負債として計上します。
		法人会計	国庫補助金等特別積立金取崩額について、事業活動計算書のサービス活動増減による収益として計上されていますが、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について15(2)イに基づき、サービス活動増減による費用の控除項目として計上してください。なお、当指摘は前回監査時に指摘事項となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動増減による費用の控除項目として計上しました。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

		法人会計	計算書類に対する注記及び経理規程第62条（注記事項）について、「（15）合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、注記項目について追記してください。また、計算書類に対する注記「(9)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」（注記（拠点A用）においては(8)、注記（拠点B用）においては(9)）について、「車両運搬具」及び「器具及び備品」の取得価額の金額と財産目録の金額に相違がありましたので、正しく記載してください。	計算書類に対する注記及び経理規程第62条(注記事項)に「(15)合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追加ました。　　計算書類に対する注記「(9)固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高」について「車両運搬具」及び「器具及び備品」の取得価格、減価償却累計額を訂正し財産目録の金額に合わせました。
		法人会計	財産目録について、財産目録の記載の一部が、貸借対照表と同程度に留まっています。社会福祉法人会計基準第31条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて27別紙4」に基づき、その使用目的等を記載した詳細なものとしてください。なお、当指摘は前回監査時に指摘事項となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	財産目録について、使用目的等を詳細に記載します。
		通所介護	事故が発生し、病院を受診したにも関わらず、市に事故報告を提出していない事例がありました。新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第111条の3に基づき、事故が発生し病院を受診した場合は、5日以内に市に事故報告を提出してください。	事故発生の報告手順を徹底し、５日以内の提出を確実に行う体制を整えます。

令和7年度　居宅サービス　運営指導実施結果

令和8年2月25日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人 通所介護事業所	キングス・ガーデン新潟 デイサービスセンターカナン	法人運営	監事の選任について、選任議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	令和8年5月開催予定の理事会において、今回の指導を報告するとともに、今後については、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に、現監事より同意を得た後に同意書を提出いただき、評議員会に選任議案を提出する。
			法人運営	理事長の報酬について、役員等報酬規程に定められている額と異なる額が支払われていました。社会福祉法第45条の35第3項に基づき、適正に支払ってください。もしくは、適切な手続きを経て規程を改正してください。	令和8年6月開催の定時評議員会で、役員報酬改定の審議を行い、今後はその規程に沿った適正な支払いを行う。定時評議員会終結後、速やかにその議事録及び改定した役員報酬規程の写しを提出する。
			法人会計	財産目録の有形リース資産の取得価額、減価償却累計額が、固定資産管理台帳、基本財産及びその他固定資産（有形・無形固定資産）の明細書及び計算書類に対する注記と一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第31条に基づき正しく記載してください。	令和7年度の決算においては、計算書類と明細書等との確認を丁寧に行い、その後も不一致が無いなど、正しく記載する。令和8年度の定時評議員会終結後、令和7年度の財産目録と固定資産管理台帳及び計算書類の注記の写しを速やかに提出する。